

つくしだより



令和6年7月号

東京つくし会評議員会報告

都連副会長 榎田 英夫

東京つくし会2024年度評議員会が左記の要領で開催されました。

日時：6月21日(金) 10時～12時
場所：調布市文化会館たづくり

8階映像シアター

眞壁会長の挨拶、「つくしんぼ」斉唱ののち、来賓の方々の挨拶をいただきました。

●都議会関係 ・自由民主党 林あきひろ様 ・都民ファーストの会 内山慎吾様 ・公明党 斉藤やすひろ様

・日本共産党 里吉ゆみ様 ・立憲民主党 関口健太郎様 ・ミライ会議 もり愛様 ・グリーンな東京 漢人あきこ様

●東京都 福祉局障害者施策推進部 精神保健医療課長 橋本康昭様 ●団体 全国精神保健福祉会連合会 事務局長 小幡恭弘様 東京都手をつなぐ育成会 渡辺理津子様

続いて議長選出には、青梅のほつと・スマイルの中住孝典氏を選出し、

定足数の確認を行いました。加盟47団体のうち、39団体の出席と、評議員58名のうち49名の出席と委任状9名計58名の出席をみて評議員会は成立しました。

【第一号議案】事業・活動報告

「滝山病院事件」に対し、声明文

の発表、都に「滝山病院事件に関する緊急要望書」を提出し、懇談を

しました。その後、都議会に「医療機関における精神障害者への虐待をなくし適正な医療へのアクセスを可能とする陳情」を提出し、10月の都議

会本会議において全会派一致で趣旨採択されました。また、滝山病院の虐待防止委員会に植松副会長に就任

してもらい病院の改善に尽力してもらいました。財政面では、慢性的な赤字財政解消のため、事務局員2名

から1名体制にしました。講演会としては、上半期では古屋龍太氏による「長期入院の精神障害者の地域移行支援を考える」、下半期では、藤井

克徳氏の「共に生きる社会の実現に向けて」を実施しました。さらに今年度の新規事業として、都主催の「障害及び障害者理解研修」という3回

にわたるオンライン研修会に主体的に協力しました。

「家族会活性化事業」①精神科病院家族会交流会 ②2度にわたる23

区と多摩ブロック会議の実施 ③17単会への理事の訪問。

「相談事業」23区、多摩ブロックとも、メンタルケア協議会理事の西村

由紀氏による家族相談員養成講座、

及び大下隆司氏による家族相談員養成研修「精神疾患とのつきあい方」

を実施。理事による電話相談の実施

【第二号議案】決算報告 ①収入の部 団体の会費収入の減と寄付金の増によって、予算額を上回りました。

②支出の部 ・事務職員1名減による人件費削減等により支出が抑制され財務体質が改善しました。

【第三号議案】事業・活動計画・交通費割引制度の改善要求・精神保健福祉法による強制入院の廃止・アウトリーチ事業の充実・グループホームの問題点の解決及び職員の資質の向上を求める等の活動を予定。

【第四号議案】予算案 ①収入の部 団体会費の減収と寄付金の減収による収入減。②支出の部・人件費の削減で昨年度に続き次年度繰越金を計上。

【第五号議案】役員体制

「会長」眞壁博美 「副会長」植松和

光 本田道子 榎田英夫 「理事」安藤万寿代(会計担当) 中住孝典 大山竹彦 江頭由香 寺澤元一 「理事補佐」

池田正 小澤輝江 前山栄江 「監事」告野恵子 鳥山克宏 「相談役」羽藤邦利 野村忠良 「事務局」西谷英理

東京都精神保健福祉相談事業講演会

都連理事 寺澤 元一

「精神障がいのある当事者が事件を起こしてしまつたら、被害者への損害賠償は家族が負担するのか？」という「相談がときどき家族会に寄せられます。六月二一日午後、東京つくし会は、立川アジュール法律事務所の方士奥田真帆先生を講演会にお招きし、法律的な説明をお願いしました(於調布市文化センター)」。以下は、先生のお話の要約です。

精神障害の当事者が他人に損害を与える事件が起こった場合、その損害賠償の責任は誰が負うのか、家族として気がかりです。法律では、当事者が精神障害のため、善悪の判断や自分の行為の結果を予想できる能力がない場合、「責任無能力者」として、刑事や賠償の責任がまぬがれます。

では、当事者の親や家族の賠償責任についてはどうか？ 未成年の子が他人に損害を与えた場合、その親や未成年後見人等は、「法定の監督義務者」として損害賠償の責任を負います(民法七一条四前段)。

一方、成年に達した当事者の親や家族については、「法定の監督義務者」に当たることが明示した規定はありません。過去、この点を争う事件と裁判がありました。結論を

いえば、その事件の最高裁の判断は、成年に達した当事者の家族は直ちに「法定の監督義務者」には当たらない。しかし、一定の判断基準(当事者と親族との関係の有無・濃淡、当事者の問題行動の有無・内容、これに対する監護や介護の実態など)を総合的に考慮して、家族が当事者を現に監督、または監督することが可能・容易であると客観的に認められれば、「法定の監督義務者に準ずべき者」とみなし、賠償責任を負うと解釈したのです。この解釈を受けた以後の当事者による損害の賠償に関する個々の裁判では、親の賠償責任を認める判決と否定する判決の両方が出されています。

ここで注目されるのが、民法七一条後段のただし書きです。そこには「法定の監督義務者」が監督の義務を怠らなかつた場合には、賠償責任から免れ得るとの趣旨の規定があります。これを踏まえ、親や家族が「法定の監督義務者に準ずべき者」とみなされても、監督義務を怠っていないければ、賠償責任から免れ得ることになります。

では、具体的にどこまで努力すれば、監督義務を果たしたといえるのか？ それは、他害行為等を物理的に阻止することまで求めるものではなく、普段から通院や服薬を促し、日常的な生活指導や助言などを行う

ことです。そのためには、市区町村、保健所、医療機関、デイケア、当事者会、家族会等とつながっておくことが必要です。たとえ当事者がそれらを拒否しても、家族として監督努力を怠らなかつた証拠として、これら機関との相談記録(日記等)を残しておくことが裁判の備えになります。

それでも、賠償責任のリスクを完全には排除できないので、民間の個人賠償責任保険に加入することも備えになります。保険料は、認知症では多くの自治体が公費補助してありますが、精神障害では未だ導入していません。家族会が国などに要請行動等を起こす必要があるでしょう。家族に賠償責任を負わせることは、当事者を病院に閉じ込めることに繋がります。家族に賠償責任を負わせても、賠償を十分に行えなければ、被害者の救済になりません。結局、社会が当事者の地域生活を推進するのであれば、そのコストは社会全体で負うべきでしょう。

以上のお話から、家族会は相談実績を残すためにも必要だと分かりました。一方、当事者に通院・服薬を促す努力が必要だといっても、ガミガミいうと逆効果です。その意味でも、家族会で学ぶ家族SSTは大事です。奥田先生、誠にありがとうございました。

2024年度

府中梅の木会総会に出席して

都連副会長 植松 和光

コロナ禍でしたので、久しぶりの府中梅の木会への訪問でした。当日は、令和6年度の総会ということで来賓として府中市議会から手塚議長を始め3名の議員が参加、府中市からは障害福祉課長と課長補佐の方が参加されご挨拶をされました。私も、東京つくし会の現状や滝山病院のことについて話をさせていただきました。

総会の活動報告では、相談事業が報告されました。相談事業は毎週月曜日に行い年間53名の方が相談に訪れ延べ215件の実績があったそうです。相談事業と共に、家族会が力を入れている事業で「いこいの部屋事業」があり、これは毎週土曜日の午後行っているそうで、参加されているのは当事者が中心。スタッフは5名でローテーションを組み運営しているとのこと。また、シエルター事業では3人で合計27泊の利用があり、利用された方はこの場所があつて良かった、とても助かりましたとのことでした。また、話す会という家族交流会が毎月第3日曜日開催、これには年間78名の会員が参加、日頃の思いを家族同士で話せる場として、参加者から評判がいいそうです。

会報発行事業では、年間4回発行、会員、関係機関など200件に配布していて情報発信をしているとのこと。

長い歴史をもつ府中梅の木会ですがマンネリ化せず、7名の役員の方がしっかりスクラムを組み、いつも家族のこと、当事者のことを考えた事業を行っていることが本当に良くわかりました。皆様の活動に対し有難うございます。今年度役員の野村会長を始め7名の皆様これからも体調に留意されご活躍下さい。



訪問しました 「むさしの会」

都連副会長 本田 道子

初夏のさわやかな風、といいたいところの6月15日、真夏のような陽ざしの中、西武線萩山の駅に降り立ちました。

「むさしの会」の正式な名称は「国立精神・神経医療研究センター病院家族会 むさしの会」通称「センター病院」の家族会です。今回は25周年を迎えての総会ということでお祝いです。

ここ数年のコロナ騒動の中、病院家族会の皆様は病院だからこそ、の制約の中で思うような活動もできなかつたことでしょう。実際に休合せざるを得ない状態も続いている

たようです。その中で25周年は価値のある25年間。

長い間がんばっておられる会長の住本さんは現在「腰から上はとつても元氣、特にお口は」なのですが「腰から下が思うようには動けないのよ」なので、今回はご自宅です。その代わりに皆様のチームワークのよいこと。

地域の支援者の方の参加もあり25周年の総会はつつがなく終了。その中で「地域とのつながりの少なさ」が出されていましたが、これは「むさしの会」としての「特徴的」なのだろうと思います。国立のセンター病院として全国からの患者さんを相手にせざるをえない実情の中で無理のないこと、ではないかと思えます。

後半は記念講演会としてセンター理事長でもあり病院院長の中込和幸氏により「精神疾患レジストリって何？」というテーマでの講演でした。長年センターとして取り組んでいる研究なのですが、私の感想としては「大脳の中のことはまだまだわからない」

「ただ研究は続けられている、希望はある、ということ。広い敷地の緑の中、ゆったりと歩きながら「希望」とつぶやく私でした。

家族会交流コーナー

このコーナーは、家族会間やつくし会との情報交流の場です。より良い家族会活動のために役立つ場にしたいと思っています。載せたい情報を毎月20日までに、つくし会事務所にメール(tsukushikai@chorus.ocn.ne.jp)またはFAX(042-453-7534)までお寄せください。

【情報提供】 中部総合精神保健福祉センターが「精神障害者のための宿泊事業」を実施

●短期宿泊事業 利用対象者:アウトリーチ支援事業対象者

・主治医がいる場合:主治医の了解が必要。・保健所等の関係行政機関の依頼・推薦が必要。

利用期間:6週間以内。 利用料:無料 食事:お弁当のあっせんサービス有。実費負担。

●一時入所事業 利用対象者:医療機関に通院していて主治医の了解が必要。

利用料:無料。 利用期間:14日以内。 食事:お弁当のあっせんサービス有。

近くにコンビニ有り。洗濯機や電子レンジ等有。

問合せ先 中部総合精神保健福祉センター・地域支援課 TEL03-3302-7742

★講演会のお知らせ★

○オーブンダイアログを体験しよう

日時 8月3日(水)午後一時半～四時

講師 森川すいめい先生

(精神科医・鍼灸師)

会場 荏原第5地域区民集会所

第一集会室

主催 品川区かもめ会 要予約

☎090-6190-6186 庄田

○統合失調症の養生の仕方

日時 8月18日(日)午後二時～四時

講師 東京都医学総合研究所副所長

精神科医 糸川 昌成先生

会場 くにたち福祉会館4階大ホール

主催 シュロの会 申込要 100名

問合せ先 ☎080-1211-6898 植松

○精神疾患に向き合い

家族が心豊かに生きられるように

日時 9月8日(日)午後2時～4時半

講師 社会福祉学博士 東洋大学教授

稲沢 公一先生

会場 市民会館「萌え木ホール」

申込不要

主催 小金井市あじさい会

☎042-388-3729

編集後記

「みんなねっと」五月号に知りたいたい・聴きたい・こんなとりくみのコーナーで「東京さつきホスピタルと創造農園」が紹介されました。その創造農園で始めたカフェ「空と大地と」にM君が働いています。M君は狛江さつき会の家族相談(毎月第四火曜日)にふらりと来て、1時間30分たっぷりとお話をして帰られます。が、働く曜日が変わると最近はこちらになくなりました。それから、事あるごとにフアックスで近況報告のお手紙が送られて、8年となりました。年賀状や暑中見舞いの手紙も頂き、現在も続いております。時々、彼のカフェへ行き、美味しい食事を頂きながら、彼のお仕事を拝見いたし、M君とお話するのが楽しみです。この様な出逢いのキツカケで、継続出来ることは大変嬉しい事です。7月になっても様々の彩りの紫陽花(アジサイ科・落葉低木)の花が美しく咲いています。紫陽花の花は「七色変化花」とも言われていますが、種類が多く「ガクアジサイ」「タマアジサイ」「ヤマアジサイ」等々あります。花言葉は「青」辛抱強い、「ピンク」元氣な女性、「白」寛容」とも言われています。道沿いに咲く紫陽花の花を見るたびに、何時までも寛容で元氣でありたいと願うこの頃です。

都連理事 安藤 万寿代

つくしだよりは赤い羽根共同基金の配分を受けて発行しています。